

令和7年6月4日招集

令和7年

第3回若桜町議会定例会会議録

(令和7年6月6日)

若桜町議会事務局

令和7年第3回若桜町議会定例会（第3号）

招集年月日	令和7年6月6日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前10時00分			
応 招 議 員	1番	谷 口 貴	6番	山 本 晴 隆
	2番	森 田 二 郎	7番	川 上 守
	3番	梶 原 明	8番	中 尾 理 明
	4番	山 本 安 雄	9番	小 林 誠
	5番		10番	山 根 政 彦
不応招議員				
出席議員	1番	谷 口 貴	6番	山 本 晴 隆
	2番	森 田 二 郎	7番	川 上 守
	3番	梶 原 明	8番	中 尾 理 明
	4番	山 本 安 雄	9番	小 林 誠
	5番			
欠席議員	10番	山 根 政 彦		
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恒司
	副 町 長	川戸 伸二	政 策 統 轄 監	武田 諭
	教育委員会次長	下石 裕美	総 務 課 長	山口由企夫
	町 民 課 長	川戸 康之	企画政策課長	中島 豊彦
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	福祉保健課長	藤原 祐二
	税 务 課 長	山本 賢一	地域整備課長	竹本 英樹
	地籍調査課長	矢部 広一	経済産業課長	谷本 剛
	農業委員会事務局長	小林 貴之		

会議の顛末 本会議（6月6日）

副議長（小林誠）

皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員数は8人です。
定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第45号 専決処分の承認について、
専決第1号 令和6年度若桜町一般会計補正予算（第9号）について、を議題とします。
これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり承認されました。

日程第2

議案第46号 専決処分の承認について、専決第2号 若桜町税条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。
質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第46号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり承認されました。

日程第3

議案第47号 専決処分の承認について、専決第3号 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり承認されました。

日程第4

議案第48号 令和7年度若桜町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(質疑なし)
質疑なしと認めます。
質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
(討論なし)
討論なしと認めます。
討論を終結します。
議案第48号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なし。)
異議なしと認めます。
したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第5
議案第49号 令和7年度若桜町簡易水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(質疑なし)
質疑なしと認めます。
質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
(討論なし)
討論なしと認めます。
討論を終結します。
議案第49号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なし)
異議なしと認めます。
したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第6
議案第50号 令和7年度若桜町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(質疑なし)
質疑なしと認めます。
質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
(討論なし)
討論なしと認めます。
討論を終結します。
議案第50号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なし)
異議なしと認めます。
したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第7
議案第51号 財産の取得について、を議題とします。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(質疑なし)
質疑なしと認めます。
質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
(討論なし)
討論なしと認めます。
討論を終結します。
議案第51号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なし)
異議なしと認めます。
したがって、議案第51号は原案のとおり

可決されました。

日程第8

議案第52号 財産の取得について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第9

請願第6号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願、陳情第7号 地方財政の充実・強化を求める陳情を一括して議題とします。

審査の結果について、常任委員長の報告を求めます。

総務産業教育民生常任委員長、山本晴隆議員。

総務産業教育民生常任委員長（山本晴隆）

若桜町議会報告第8号 総務産業教育民生常任委員会審査報告、1付託案件の名称、請願第6号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願、2審査の経過、令和7年6月4日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、6月5日に委員会を開催し、慎重に審査を行った

ので、結果を次のとおり報告します。3審査の結果、当委員会に付託された請願第6号は、不採択とすべきものと決定しました。

次に若桜町議会報告第9号 総務産業教育民生常任委員会審査報告、1付託案件の名称、陳情第7号 地方財政の充実・強化を求める陳情、2審査の経過は同文ですので割愛させていただきます。3審査の結果、当委員会に付託された陳情第7号は、採択すべきものと決定しました。以上でございます。

副議長（小林誠）

ただいま常任委員長から報告がありました。

これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

請願第6号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願について、討論はありませんか。

議員（中尾理明）

はい。8番中尾です。

副議長（小林誠）

反対討論ですか、賛成討論ですか。

議員（中尾理明）

原案賛成の討論です。

副議長（小林誠）

原案賛成の方の発言を許します。中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、請願第6号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願に賛成討論を行います。

別姓を望む人にその選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声はますます切実になってきています。現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、

事実婚、通称使用などによる不利益、不都合を強いられています。夫婦同姓を強制している国は日本以外ではなく、憲法が保障した両性の平等と基本的人権に反します。2024年6月、経団連は選択肢のある社会の実現を目指して、女性活躍に対する制度の壁を乗り越えると題した選択的夫婦別姓の導入を求める提言を発表しました。

一部引用しますと、結婚を経ても、本人が望めば自らのアイデンティティーを感じる姓を選択できるように社会制度を見直すことは、さらなる女性活躍の観点からはもちろん、性別に関係なく、全ての人が自らのキャリアやアイデンティティーを守る観点からも大切な取組でもあると記述されています。

このまま選択的夫婦別姓制度が実現しなければ、ビジネスにおいても、専門研究分野などにおいても、その成果は国際的に通用せず、女性のキャリアアップを阻害するものとなると言わなければなりません。

毎日新聞2024年10月26日付の調査記事で、昨年行われた総選挙で当選した国会議員の65%が選択的夫婦別姓制度の導入に賛成していると伝えています。また、5月28日日本海新聞社説では、共同通信社世論調査で選択的夫婦別姓賛成が71%で、反対27%と伝えています。このように、国民的な世論が広がっている制度導入、法制化を強く求めるものです。以上、賛成討論とします。

副議長（小林誠）

ほかに討論はありませんか。

議員（川上守）

議長、原案反対、7番川上。

副議長（小林誠）

はい、原案反対の方の発言を許します。川上守議員。

議員（川上守）

私は請願第6号に反対の立場から討論をいたします。2015年と2021年の最高裁においてもこの夫婦同姓の強制は合憲だと最高裁も判断をしております。国会でも各党において考え方には大きく違いがあり、現時点では国会での判断を見守るべきだと思い、原案に反対するものであります。

副議長（小林誠）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

請願第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

請願第6号を、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は、ご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、請願第6号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第7号 地方財政の充実・強化を求める陳情について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第7号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第7号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第10

議員提出議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

議員提出議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書。

上記意見書を別紙のとおり、若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年6月6日提出、提出者、若桜町議会議員 山本晴隆、賛成者は若桜町議会議員谷口貴、同じく川上守、同じく小林誠。

地方財政の充実・強化を求める意見書案。いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢をしてきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

1番から7番、9番、10番は前年度とほぼ同文ですので割愛させていただきます。8番と11番を朗読させていただきます。

8、自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」

の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体DXにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

2つ飛ばします。11、自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和7年6月6日、鳥取県若桜町議会。衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、総務大臣様、厚生労働大臣様、国土交通大臣様、デジタル大臣様、内閣府特命担当大臣様。以上でございます。

副議長（小林誠）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第11

「閉会中の継続調査について」を議題とします。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました

申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第12

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配布しました議員派遣の件のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のとおり決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第3回若桜町議会定例会を閉会いたします。

午前10時25分　　閉　会